

日経メッセ大阪
街づくり・店づくり総合展

つながれ、未来へ。

出展のご案内

第3回

建築・建材展 大阪 2027

2027.7.22(木) - 23(金) インテックス大阪

10:00~16:30 【主催】(一社)日本建築材料協会、日本経済新聞社、テレビ大阪
【共催】大阪建築金物卸商協同組合 【協力】テレビ大阪エクスプロ

<https://messe.nikkei.co.jp/as/>

申込締切日

2027年
3月31日(水)

ごあいさつ

(一社)日本建築材料協会、日本経済新聞社、テレビ大阪は、2027年7月22日(木)～23日(金)の2日間、インテックス大阪で、第3回「建築・建材展大阪2027」を開催します。

(一社)日本建築材料協会が提唱している「理想のすまいと建築を叶える12の配慮(Care12)」を本展のコンセプトに、住宅、オフィスビル、商業施設などの建築材料、設備をはじめ、昨今話題を集めている、建築DX、人手不足や安全安心、防災減災、省施工性など建築業界の課題解決に役立つ様々な最新製品・サービスが集結します。展示会場では、最新トピックに関するセミナーも展開し、建築設計事務所やゼネコン・サブコン、住宅メーカー・工務店関係者といったユーザー層とのビジネス機会を設けることで建築業界のさらなる発展に寄与します。

来場動員面においては、(一社)日本建築材料協会、日本経済新聞社、テレビ大阪のリソースを最大限活用します。また、日経メッセ大阪を総称に、相互に関連性がある専門展示会の「フランチャイズ・ショー大阪」「リテールテック大阪」「JAPAN SHOP 大阪」「SECURITY SHOW 大阪」と同時開催することで、多様な層の集客を実現します。

貴社・団体の新製品・新サービスの発表や新規顧客の開拓・販路拡大のための商談の場として、ぜひともご出展を賜りますようお願い申し上げます。

開催概要

- 名 称 建築・建材展大阪2027(第3回)
- 会 期 2027年7月22日(木)～23日(金)
- 会 場 インテックス大阪
- 主 催 (一社)日本建築材料協会、日本経済新聞社、テレビ大阪
- 共 催 大阪建築金物卸商協同組合
- 後 援(申請予定) 経済産業省、国土交通省、環境省、大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、東大阪市、京都市、神戸市、
(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部、(公財)大阪観光局、大阪商工会議所、(一社)日本建築学会 近畿支部、
(一社)大阪建設業協会、(一社)日本建設業連合会 関西支部、(一社)日本建築構造技術者協会 関西支部、
(公社)日本建築積算協会 関西支部、(一社)建築設備技術者協会 近畿支部、(一社)大阪電業協会、(一社)大阪空気調和衛生工業協会、
(一社)大阪府設備設計事務所協会、(一社)関西建築構造設計事務所協会、大阪建築金物工業協同組合、
アルミニウム建築構造協議会(順不同)
- 特別協力(申請予定) (一社)日本建築協会、(公社)大阪府建築士会、(公社)日本建築家協会 近畿支部、(一社)大阪府建築士事務所協会(順不同)
- 協 力 テレビ大阪エクスポロ
- 入 場 料 無料(来場登録制)
- 展示規模 120社・団体、230小間(見込み)
- 来場者数 22,000人(見込み、同時開催展含む)

出展対象

一般建材・関連製品(内装部材・外装部材、床材、屋根材、開口部材、副資材、構造材・機能材、インテリア、景観材料・エクステリア、ソフトウエア、設計・工事関連、設備機器、省エネ・創エネ・蓄エネ関連建材・設備・サービス、スマートホーム関連IoT機器・電設、地震対策用装置・建材・サービス、関連情報・出版・コンサルティング・FC募集)、サステナブル・オフィス提案、建築DX、木造・木質建築、防災・減災建材、抗菌・抗ウイルス・高機能性建材、快適住空間、マンション管理・リフォームほか

来場対象

建築設計事務所、建設業(ゼネコン・サブコン)、住宅メーカー・工務店・リフォーム業、不動産・デベロッパー、(建材・設備などの)商社・卸売業、建材・設備・什器メーカー、保守・メンテナンス業、官公庁・地方自治体・関連団体、流通関連(小売業・飲食業・サービス業)、発注者(店舗・ビル・集合住宅オーナーなど)、大学・学校、研究機関等の専門家および関係者、その他ユーザー

同時開催展

フランチャイズ・ショー大阪、リテールテック大阪、JAPAN SHOP 大阪、SECURITY SHOW 大阪(企画展)熱中症対策 EXPO 大阪)



理想のすまいと建築を叶える12の配慮

理想のすまいや建築には、施主のご要望に加え、その設計・施工から流通に携わる方々への配慮、又脱炭素やサステナビリティなど地球環境にも配慮することが大切です。つまり生命や財産を守り、地域の結びつきや家族の団欒を可能にし、業界最適であって且つ地球環境への負担を軽減し持続可能でなければなりません。理想は個人の価値観や時代背景によって刻々と変化するものですが、一般社団法人日本建築材料協会は「理想のすまいと建築を叶える12の配慮(Care 12)」を提唱しています。この提唱を通じて異なる価値観を持つ人々が集い、理想について議論し、未来の住まいや建築に関する新たな着眼点や着想が生まれ、より良い未来を築くための道しるべとなることを期待しています。

「すむひと」にやさしく

1 誰もが心配なく、安全に使えるすまいのための建材を。 こころおきなく 安心安全	2 災害発生時に人命を救い、被害を最小限にとどめる工夫を。 もしものときも 防災減災	3 毎日の暮らしによりそうお気に入りの。 わたしらしく デザイン	4 地域社会に根付く文化や風習、景観を大切に。 こころかよう 地域親和
---	---	---	--

「つくるひと」にやさしく

5 施工しやすく、人手不足を補える建材を。 つくりやすい 省施工性	6 必要な時に手に入れることができる方法を。 だんどりしやすい 安定供給	7 必要な商品を、すぐに見つけて比較しやすく。 えらびやすい 建材DX	8 効率のよい、最適な方法とルートでお届けを。 はこびやすい 物流効率
--	---	--	--

「ちきゅう」にやさしく

9 温室効果ガスの排出抑制に取り組めます。 たんそをへらす 脱炭素CN	10 長く使える建材で、サステナブルな社会に寄与します。 ずっとつかえる 持続可能	11 環境にやさしい素材と製造方法を追求します。 しぜんきれいに 環境保全	12 省エネで、エコロジー・エコノミーに。 だいじにつかう 資源効率
--	--	--	---



理想のすまいと建築を叶える12の配慮

建築・建材展 大阪 2026 開催実績

来場者数 ※同時開催展からの入場者を含む

7月2日(木)	晴れ時々曇り	9,930人
7月3日(金)	晴れ	9,937人
2日間合計		19,867人

出展者数・開催規模

111社／団体	212小間
---------	-------

会場図

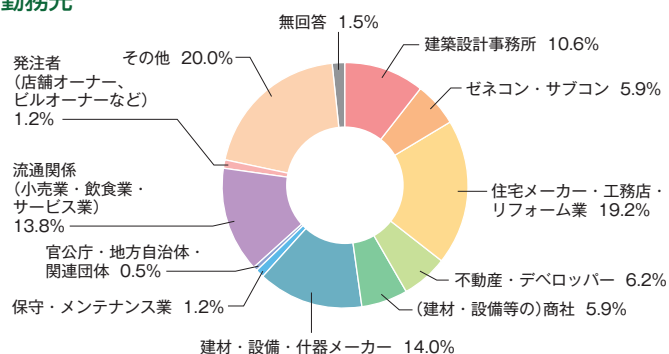


出展者一覧(社名／50音順)

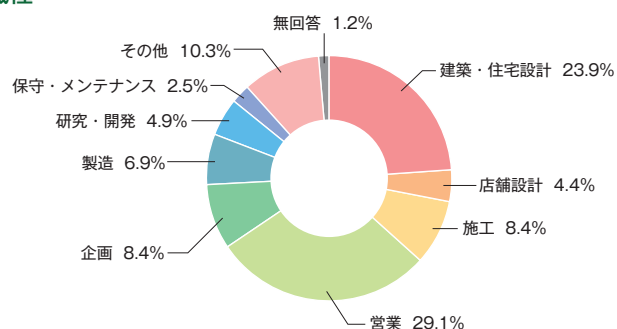
Arkplans	AC016
アイジーコンサルティング	AC014
アイビ産業	AC045
アイウ金属	AC061
アクア化成	AC031
アクシス	AC020
アクチュアル	AC019
アシスト	AC083
荒川技研工業	AC048
アルフィン	AC041
池内商店	AC038
板硝子協会	AC029
INNOBIS	AC012
エイト	AC040
エヌ・エス・ケーニシダ工業	AC054
NJS 日本住宅新聞社	AC097
エンバイロサイエンスジャパン	AC027
大阪建築金物卸商協同組合	AC109
OKUTA	AC004
オンリーワンクラブ	AC058
カクダイ	AC077
金山化成	AC003
川喜金属	AC095
川口技研	AC062
河淳	AC035
関西パテ化工	AC098
関包スチール	AC080
菊水テープ	AC071
クマモト	AC046
GROOVE	AC005
KM ネクスト	AC037
児玉	AC055
駒谷	AC091
櫻一style	AC018
ZACROS	AC039
Sansan	AC036
ジー・システム	AC030
CBcloud／エコ配	AC026
清水	AC064
JIANGSU CHANGHAI COMPOSITE MATERIALS HOLDING	AC013
聖徳ゼロテック	AC022
白井金属	AC074
シロクマ	AC060
神栄ホームクリエイト	AC073
シンコール	AC072
スズイチ	AC033
セイコーステンレス	AC057
ダイケン	AC068
ダイテック	AC085
太陽エコブロック	AC047
タカヤマ金属工業	AC034
ティーケイエイボリューション	AC105
帝金	AC104
デコラテックジャパン	AC011
テツヤ・ジャパン	AC044
東亜コルク	AC094
トウインクルワールド	AC021
トーマー	AC111
ナカ工業	AC084
ナカザワ	AC063
ナガセテクノス	AC015
ナカムラ	AC079
nat	AC106
nattoku 住宅	AC001
ニッサチエイン	AC042
日本アーク	AC081
日本金属サイディング工業会	AC102
日本建築材料協会	AC107
日本建築総合試験所	AC103
日本住宅モルタル外壁協議会	AC110
日本しろあり対策協会	AC008
日本製図器工業	AC100
ネオ・クラブ	AC032
ノムラテック	AC067
ハイロジック	AC086
ビアレックス・テクノロジーズ	AC093
P・C・G テクニカ	AC049
光	AC087
ビスリーチ	AC009
ヒナカ	AC089
富士工業	AC078
フジテック・ジャパン	AC075
物件王	AC024
プロエンジニア	AC051
豊神	AC006
ホリイ金物	AC053
香港貿易発展局 大阪事務所	AC101
マツタ	AC082
MARUKI HARDWARE CORPORATION	AC090
水上	AC059
ミズタニ	AC052
水本機械製作所	AC043
三菱ふそうトラック・バス	AC099
ミラタツ	AC070
ムラモト	AC010
ムレギ・ストーン	AC028
メガソフト	AC050
森村金属	AC065
安田	AC066
矢橋大理石	AC023
山喜産業	AC002
ユニーク	AC007
ヨウソロ	AC017
ヨコヅナ	AC096
ヨドコウ	AC069
リョービ	AC088
リラインス	AC056
レゾナック建材	AC092
ワールド工業	AC025

来場者アンケート結果（回答数：406名）

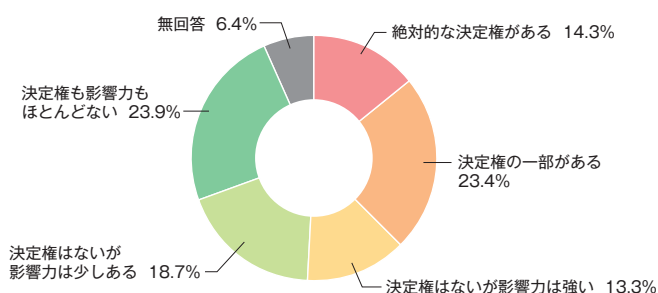
勤務先



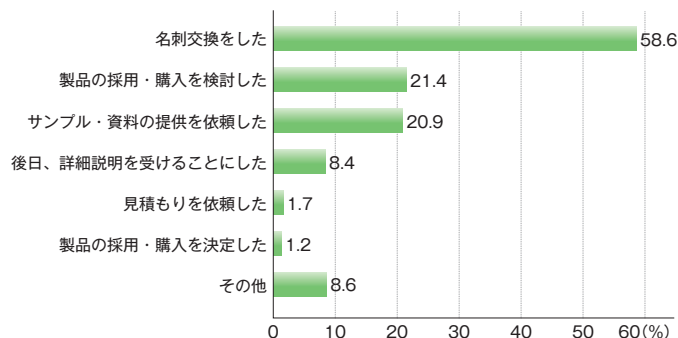
職種



建材・設備機器などの導入に関する決定権や影響力

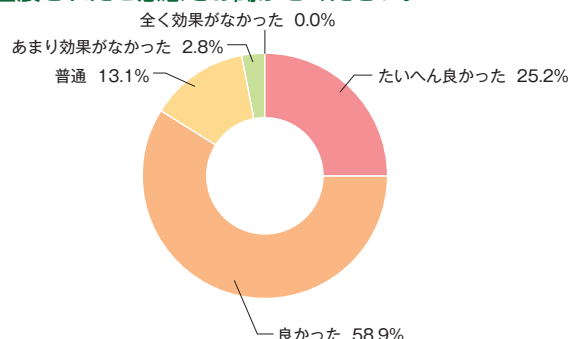


ブース相談状況（複数回答可）

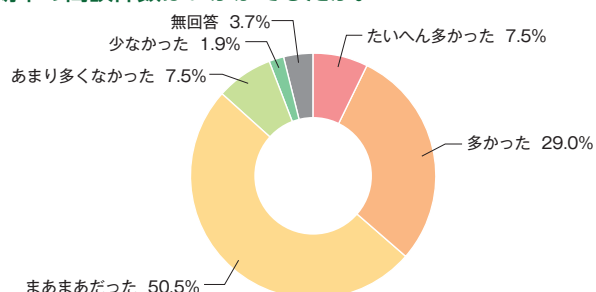


出展者アンケート結果（回答数：107社・団体）

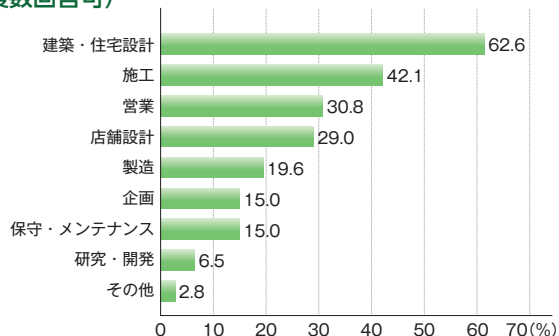
本展に出展された感想をお聞かせください。



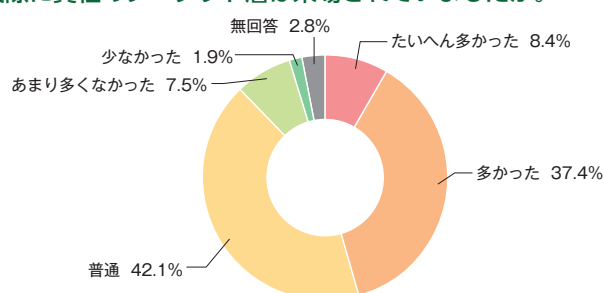
会期中の商談件数はいかがでしたか。



貴社の来場ターゲットについてお聞かせください。【職種】（3つまで複数回答可）



実際に貴社のターゲット層は来場されていましたか。



詳しい過去の開催内容や出展のイメージは2026年開催報告書でご確認ください！

https://messe.nikkei.co.jp/2026/report_AS2026.pdf



出展料金・小間仕様など

出展料金

通常料金：418,000円(税込み)

- 東京(2027年3月)・大阪両展に出展=1小間396,000円(税込み)に割引
- (一社)日本建築材料協会会員、大阪建築金物卸商協同組合組合員の場合
=1小間396,000円(税込み)に割引

1小間：9m²=幅3m×奥行3m×高さ2.7m

- ※共同出展する場合は社数分以上の小間数で出展する必要があります。
- ※高さ制限については右記の基礎小間仕様をご参照ください。

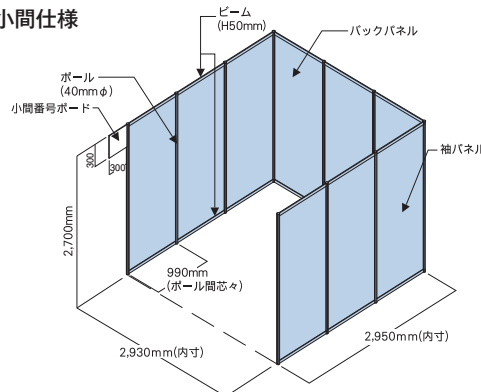
小間位置の決定

会場全体の基本構成とレイアウトは、出展者数、展示小間数などを考慮して主催者が作成します。各社の小間位置は2027年5月13日(木)に実施予定の出展者説明会でご案内します。

- ※お申し込み小間数は、共同出展も含め、1・2・3・4・6・8・9・12・15小間のいずれかとなります。4小間でご出展の場合は単列(1×4)、複列(2×2)のいずれかの小間形状をお選びください。

- ※最終的な小間位置や小間形状については、展示会場全体の最適な配置や法令を遵守するために主催者が調整します。

基礎小間仕様



- 基礎小間には社名板、カーペット、照明器具はつきません。通路に面する小間位置の場合は側面パネルもつきません。
- 装飾の高さ制限は、3小間までは一律2.7m。4小間以上は隣接小間、後壁および通路から1m以内は高さ2.7mまで、それ以外は高さ4mまでです。
- 電気工事費(工事費と使用料金)は、1kWあたり15,400円(税込み)です。
- 追加のパッケージブースとレンタル備品の詳細・料金は出展者説明会で発表します。

来場者証QRコード読み取りサービス

名刺のデータ化が不要！ブース訪問者の情報をデータで提供します

ブースに来訪した来場者の登録情報を提供するサービスです。来場者証にあるQRコードをスマートフォンで読み取ることで、来場日当日からデータ取得が可能です。詳細は、5月13日(木)に実施予定の出展者説明会でご案内します。

利用料金(税込み・予定)

●サービス利用料：110,000円 ●データ料金(51件目以降)：1件あたり55円

■取得できる来場者データ(一部予定の内容を含む)

- 取得可能な項目(CSV形式)：氏名、メールアドレス、住所、電話番号、会社名、部署名、役職名、業種、職種、従業員規模 など
- ※会社名、部署名、役職名は登録時の必須項目ではありません。各項目は来場者が入力あるいは提示した内容のまま提供します。
- ※対象者が未成年の方や海外の方の場合、または登録時に海外にお住まいの場合、データを提供しませんので、予めご了承ください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

出展申し込み方法

出展申し込みはウェブサイトからお手続きください。

<https://messe.nikkei.co.jp/as/>



ウェブサイト内の出展申し込みページにアクセスし、「出展規約」に同意のうえ、案内に従って出展内容を入力してください。

本展(建築・建材展大阪)に出展したことがある場合は、ASではじまる大阪展用の出展者IDを使い、「出展者マイページ」からお手続きください。ACではじまる東京展用の出展者IDはご利用いただけません。建築・建材展大阪に初めて出展する場合は、お手数ですが新規で出展申し込みをお願いします。

※広告代理店を通してのお申し込みは、主催者が認めた広告代理店に限らせていただきます(ご不明の場合は主催者にお問い合わせください)。※出展者マイページのパスワードが分からなくなった場合は、ログイン画面で再発行することが可能です。出展者IDが分からなくなった場合は、主催者まで電子メールでお問い合わせください。

STEP 1



STEP 2



STEP 3



STEP 4



STEP 5



出展内容を主催者が確認した後、出展担当者様宛に電子メールでご連絡します。このときに出展者IDをお知らせします。電子メールの案内に従って「出展者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された出展申込書PDFをプリントアウトしてください。※出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、申し込み受付を保留、出展内容の一部または出展そのものを中断する場合があります。

申し込み締切日：2027年3月31日(水)

プリントアウトした出展申込書PDFに、代表者印(または社印)を押印し、出展申込書をスキャンのうえ、スキャンデータを出展者マイページからアップロードしてください。

主催者から出展申込書を受理した旨を電子メール(出展申し込み受理メール)でお知らせします。このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を発送します。

出展小間料の振り込み 入金締切日：2027年4月30日(金)

振込手数料は出展者様にてご負担ください。期日までに出展者または広告代理店からの入金が確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

※予定小間数に達した時点で出展申込受付を締め切ります。

※出展者説明会は、オンラインで2027年5月13日(木)11:00から実施予定です。詳細は後日ご案内いたします。

※感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止を主催者が判断した場合、出展料金を返金します。詳しくは出展規約3-3を参照ください。

出展お問い合わせ先

日本経済新聞社 コンテンツデザインユニット イベント事業部 建築・建材展 担当
TEL: 03-6256-7355 E-mail: ac-materials@shopbiz.jp

建築・建材展大阪2027 出展規約

1.規約の履行

1. 出展者(共同出展者を含みます。以下同じ)は「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」2027年開催の各展示会(「JAPAN SHOP」「建築・建材展」「ライティング&家電フェア」「リテールテック JAPAN」「SECURITY SHOW」「ビルメン CONNECT」「熱中症対策 EXPO」「フランチャイズ・ショー」「人手不足対策展」「インバウンドビジネス展」「フランチャイズ・ショー大阪」「リテールテック大阪」「JAPAN SHOP 大阪」「SECURITY SHOW 大阪」「建築・建材展大阪」ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します)に出展するにあたり、本規約、株式会社日本経済新聞社及びその他本展示会について出展要項、公式ウェブサイトその他の媒体に主催者として表示される法人その他の団体(これを以下「主催者」と総称します)から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者が個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これを以下「本規約等」と総称します)を遵守しなければならず、出展者は出展規約等に対して遵守するものとし、本規約等は、出展に関する全ての条件を規定するものであり、本規約等とは別にいかなる契約書類も締結することではできません。

2. 出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みますが、主催者を含みません)(以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本規約等を遵守させるものとします。

3. 出展者等が本規約等に違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、主催者と出展者との間の本展示会に関する出展契約(以下「本出展契約」といいます)の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができ、出展者はこれに従うものとします。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。本項に基づき本出展契約が解除された場合でも、出展者が支払い済みの出展料金は出展者に返金せず、また出展者が出展料金を支払っていない場合には出展料金の全額を主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合は(広告代理店)に支払わなければなりません。本出展契約の解除により出展料金のうちに出展者が主催者およびその関係者に発生している場合には、主催者は出展者に対して別途損害賠償を請求します。

4. 主催者は、出展申し込みの不受理、本出展契約の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

2.出展にあたっての諸注意

1. 本展示会への出展は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定されます。主催者は、主催者が独自の数量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適合しないと判断した場合(以下①～⑧の事例を含みますが、これらに限られません)には、出展申し込みの不受理および本出展契約の解除をすることならびに出展内容の一部を変更させることができ、出展者等は主催者に異議を述べることはできません。

- ①出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ②出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
- ③出展者等が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合
- ④他の出展者等や来場者等から苦情が予想される場合
- ⑤出展者等に法律違反、人権侵害、品質偽装、不適切会計、不正受給、刑事処分、重大な行政処分および行政指導違反等、深刻な不祥事または不品行が発覚したとき
- ⑥出展者等が自法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
- ⑦出展者等が「10.反社会的勢力の排除」に定める反社会的勢力であることが判明した場合
- ⑧主催者が開催した過去の展示会で、出展者が出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合

⑨その他、出展が不適当と主催者が判断する場合

2. 出展者等は、主催者が事前に認めた場合を除き、本展示会の会場内で、金決済を伴う物品の販売やサービスの提供(以下併せて「販売行為」といいます)を行うことはできません。

3. 共同出展の場合は、出展者は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上を申し込むものとします。例えば、2社で1小間の出展にできません。

4. 主催者は、感染症等の発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域(以下「指定国・地域」といいます)の出展者の出展申し込みを不受理とし、出展者との契約を解除する場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者等の出展または来場においても、主催者の判断で主催者が指定する書類の提出を出展者等に対して求める場合があります。出展者等はこれに従うものとします。

3.出展申し込みおよび出展料金の支払い

1. 出展者は、出展申込書を主催者が定める方法で提出するものとし、出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を出展者に対して電子メールで送信した時点をもって正式な出展申込受理とし、本出展契約が成立するものとし、また、主催者は、本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「[会社案内]製品カタログ」[登記事項証明書]など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとし、また、主催者が別途必要と添付資料を定める場合があります。主催者が求める資料を主催者が指定する期日までに提出しない場合、出展申し込みを不受理とすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとし、なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。

2. 本出展契約の成立後、主催者は出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)に出展料金を請求します。出展者は主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)が定める期日までに主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに主催者への出展料金の支払いがない場合(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)から主催者への出展料金の支払いがない場合)、主催者は本出展契約を解除することができるものとします。この場合、出展者は、③に基づき出展料金の全額を支払い、損害賠償の義務を負います(出展者が(広告代理店)に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません)。

③ 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他不可抗力のほか、主催者の責に帰さない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮(会期途中の打ち切りを含む)、以下④～⑥に定める延期する場合があります。主催者は出展者に対して中止の旨の通知が、以下の④～⑥に属するいずれかの日にされた場合、主催者に支払われる出展料金は、当該通知のあった日が属する④～⑥の基準に基づき、主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)から出展者に対して返金されます(「広告代理店を通してのお申し込み」の場合は、主催者は(広告代理店)に返し、(広告代理店)が出展者に返金します)。⑤の場合は返金しません。

- ④2027年5月31日(月)まで：出展料金の100%
- ⑤2027年6月1日(火)から30日(水)まで：出展料金の80%
- ⑥2027年7月1日(木)から19日(月)まで：出展料金の70%
- ⑦2027年7月20日(火)から21日(水)まで(搬入・設営期間)：出展料金の50%
- ⑧2027年7月22日(木)から23日(金)まで(会期中・搬出撤去期間)：出展料金の0%

なお、主催者は、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

4.出展契約の解約

1. 本出展契約の成立後における、出展者による本出展契約の解約は認められません。出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)を含みます。本出展契約の解約を希望する場合、出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)を含みます。主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、出展者が出展料金を支払っていない場合にはキャンセル料として出展料金の全額を主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)に対して支払わなければならない。また、出展者が出展料金を支払い済みであるときは、当該出展料金は、キャンセル料に充当されるものとします。

2. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者により発生している場合には、主催者は、出展者に対して別途損害賠償を請求します。

5.展示スペースの割り当て

1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定し、出展者はその結果に従うものとします。小間配置抽選会がある展示会における展示スペースについては、そのルールに従って主催者が抽選を行い、出展者はその結果に従うものとします。

2. 出展者は、主催者が定めたまたは小間配置抽選会で決まった展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などを行うことはできません。

3. 前二項にかかわらず、主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または他の出展者による出展キャンセル等があった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することがあります。

6.各種書類の提出

出展者等は、「[出展細則・提出書類]」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。出展者等がその書類を提出せず、または指定期日までに提出できない場合、主催者またはその関係者から展示計画等の変更を求められることや、主催者

またはその関係者が提供する各種サービスを利用できないことがあり、出展者等はこれに従うものとし、

7.展示に関するルールの概要

1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができません。また、これらについてご注意ください。

2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、すみやかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを守らなければなりません。

4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者等はこれに従うものとします。

5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者等の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者等に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者等はそれに判断に従うものとし、なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者等に対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は本出展契約を解除し、次回以降の出展申し込みの不受理をする場合があります。

8. 本展示会の会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

9. 展示会場においては、主催者が認めた報道関係者等を除き、写真・動画の撮影を禁止する場合があります。出展者等は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ写真や動画を撮影することになります。

10. 展示会場内で酒類の販売や試飲提供はできません。また、酒類を出展ブースに展示する場合は事前に主催者までご連絡ください。

11. その他、本規約等と抵触するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等から苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で当該出展者との本出展契約を解除する場合があります。

8.個人情報取り扱い

1. 出展者は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報の情報主体である来場者から」同意を取りなければならない。

2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。

3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとし、かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

4. 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。

5. 第1項に基づき、出展者が個人情報を取得する場合、そのデータが本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録され、出展者は当該来場者の個人情報を出展者から提供を受けることができます。ただし、当該記録(データ)は、出展者による来場者対応および営業活動のための利用に限られるものとし、出展者は当該目的の範囲を超えて利用してはなりません。なお、出展者は技術的要因その他の事由により、QRコードの読み取りができない場合または読み取りデータが消失した場合等により、来訪記録を提供できない場合があります。また、主催者は来訪記録を来場者向けサービス等に利用します。

6. 主催者は、来場者に対し、来場者登録時において、当該個人情報(本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の出展者に対する提供について説明しています)。

7. 出展者が個人情報保護法第28条第1項に定める「外国にある第三者」である場合、個人情報保護法に従って主催者が来場者に対して行う外国移転先に関する情報提供について、出展者は主催者に協力しなければなりません。

8. 出展者が来場者の個人情報を個人情報保護法第28条第1項の「外国にある第三者」に提供する場合、出展者の責任において個人情報保護法が要請する必要な措置を取る必要があります。

9.損害賠償責任

1. 主催者はいかなる場合においても、出展者等が展示スペース、印刷物および本展示会のウェブサイトを使用することによって出展者等または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用の損害(前条で定める個人情報および来訪データを取得できない場合または主催者から提供されない場合を含む)に対し、一切の責を負いません。

2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、連帯的な賠償を行います。

3. 出展された製品・サービスについて他の出展者等や第三者との紛争が生じた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者等はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者は一切迷惑をかけるまいとします。万一、主催者に紛争に関連して損害が発生した場合、すみやかに補填しなければならぬものとします。

4. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他不可抗力のほか、主催者の責に帰さない事由による会期の変更・短縮、および開催中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

5. 主催者の責により本展示会が会期の変更・短縮または開催中止となつた場合、主催者は出展者等に対して返金責任を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額(返金する出展料金を除く)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

6. 主催者は、会場ブース、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

7. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者等との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

10.反社会的勢力の排除

1. 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力(以下の①～⑥に掲げる者および団体をいう)ではないことを、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

①[無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律]に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者

②[組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律]に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等受取を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

③[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律]第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員

④総会派、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人

⑤暴力、威力、脅迫の言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥①～⑤のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」といいます)と関係することによって不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

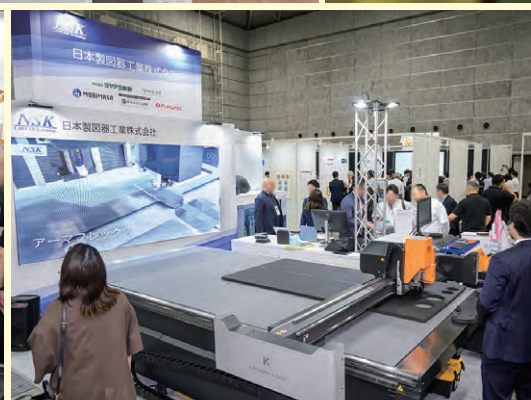
⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行法人、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、本出展契約を解除することができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また当該解除によって出展者等に生じた損害も賠償しません。

11.その他

1. 本規約等および本出展契約に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。これに出展者等は同意するものとし、

2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。



お問い合わせ先

日本経済新聞社 コンテンツデザインユニット イベント事業部
建築・建材展 担当

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
TEL:03-6256-7355
E-mail: ac-materials@shopbiz.jp